(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
岡崎源太朗後援会	岡崎源太朗	岡崎冨美子	広島県呉市天応西条一―一―二三	参議院議員	(令和)七、二、六
消費税再生党	黒木　貞彦	黒木　寛峰	広島県広島市東区牛田南一―八―三九	衆議院議員	八、一、二八

(ロ)　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
加藤大博事務所	加藤　大博	浜崎　博	東京都千代田区永田町二―一―二	衆議院議員　加藤　大博、衆議院議員	(令和)八、三、五
塩野智郎後援会	塩野　智郎	下橋　佑治	大阪府大阪市西区九条南三―一―八―一	衆議院議員　塩野　智郎、衆議院議員	八、一、一六
志興会	長澤　興祐	丸山　響	東京都千代田区永田町二―一―二	衆議院議員　長澤　興祐、衆議院議員	八、三、二
真実を求める会	門脇　翔平	平岩　孝康	東京都葛飾区金町三―一〇―三	衆議院議員　門脇　翔平、衆議院議員	八、二、二六
長尾たかし後援会	長尾　敬	長尾　陽子	東京都文京区関口三―一八―四	参議院議員　長尾　敬、参議院議員	七、一二、一九
百年政経研究会	尾花　瑛仁	犬飼　俊郎	東京都千代田区永田町二―二―一	衆議院議員　尾花　瑛仁、衆議院議員	八、三、一六
明山会	遠藤　寛明	安東　英昭	東京都千代田区永田町二―二―一	衆議院議員　遠藤　寛明、衆議院議員	八、二、一九
森原きよこ後援会	森原紀代子	森原紀代子	東京都千代田区永田町二―二―一	衆議院議員　森原紀代子、衆議院議員	八、二、一九
横浜から日本の希望をつくる会	新田　章文	細谷　志真	東京都千代田区永田町二―一―二	衆議院議員　新田　章文、衆議院議員	八、二、一三

(ハ)　法第十九条の七第一項第一号及び第三号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	届出年月日
財政規律を真剣に考える会	林　卓也	緒方林太郎	福岡県北九州市八幡西区竹末一―二―二一	衆議院議員　緒方林太郎、衆議院議員	(令和)八、二、一三

(二)　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
お金をみんなへシン独立党	新藤　伸夫	畑　利一	大阪府高槻市城北町二―九―二	(令和)六、一四
北区・ファーストの会	中島　弘暁	中島　弘暁	広島県広島市東区上温品三―一三―九	八、三、一三
國志ノ會	黒瀬　清志	黒瀬　清志	京都府亀岡市篠町柏原宇津ノ辺三二―八	八、二、九
国創会	前原　孝植	片山　裕介	北海道虻田郡ニセコ町本通四―一九	七、八、一五
コストコを江戸川区に誘致する会	舟橋　夢人	舟橋　恵子	東京都江戸川区東葛西四―五六―二七	八、三、一三
西郷党鹿児島支部	伊集院寛邦	伊集院寛邦	鹿児島県鹿児島市城山町二―三〇	八、一、九
仁海塾	中村　信仁	飯盛已久子	北海道札幌市北区北九条西三―一四	七、一〇、八
政治結社志政塾	木村　洋介	木村　洋介	岡山県津山市井口七―六	八、二、二六
政治結社憂国正神會	草場　一文	草場　一文	福岡県八女市上陽町北川内一九〇六―一	八、二、二〇
青論社	藤本　豊	藤本　豊	福岡県古賀市千鳥三―二―一一	七、一二、一七
全国遊技業連合会	千原　行喜	大饗　裕記	東京都台東区東上野二―九―一	八、二、一三
地域から変える市民ネット	小川　正嗣	一村　洋子	大阪府豊中市刀根山三―四―八	八、一、二二
中道改革連合	松下　幸治	松下　幸治	大阪府大阪市大正区泉尾二―一四―九	八、一、一六
強く豊かな日本フォーラム	岩沢　伝朗	岩沢　伝朗	東京都千代田区九段北一―九―五	八、三、一二
日本同志会	畑井　良輔	畑井　良輔	大阪府枚方市翠香園町二〇―一	八、一、一九
むすぶ会	佐々木英人	佐々木義政	滋賀県大津市馬場三―一三―二八	八、三、二三
結星会	前田　美雪	橋口　和矢	大阪府吹田市岸部南二―四四―一七	七、一一、一二
夢・未来の会	坂口　浩一	中川　恭宏	千葉県千葉市美浜区中瀬一―五―一	七、二、三

備考　従来、自由民主党茨城県衆議院比例区第二支部は茨城県選挙管理委員会に、岡崎源太朗後援会は広島県選挙管理委員会に、長尾たかし後援会は大阪府選挙管理委員会に、お金をみんなへシン独立党は京都府選挙管理委員会に、夢・未来の会は千葉県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第三百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年八月六日

総務大臣　林　芳正